

## 第81号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例

### 1 改正内容

住民票に記載されている旧氏による印鑑登録の手続きを定める。

### 2 改正理由

住民基本台帳法施行令の改正により、住民票に旧氏の記載が可能となった。これに伴い、総務省が示した準拠すべき「印鑑登録証明事務処理要領」が改定され、住民票に記載されている旧氏による印鑑登録が可能とされたため。

### 3 施行期日

令和元年11月5日

品川区印鑑条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区印鑑条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年3月25日 条例第12号</p> <p>(登録資格)</p> <p>第3条 品川区内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)により記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) 成年被後見人</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をしてはならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)</u>もしくは<u>通称(同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>または氏名、<u>旧氏</u>もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。</p> <p>(2) 職業、資格等他の事項をあわせて表しているもの。</p> <p>(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの。</p> <p>(4) 印形の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるものまたは一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの。</p> <p>(5) 印影が不鮮明なものまたは文字の判読が困難なもの。</p> <p>(6) その他登録を受けようとする印鑑として適正でないと区長が認めたもの。</p> <p>2 区長は、前項第1号の規定にかかわらず、法第30条の45に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)が住民票の備考欄に記録されている氏</p>	<p>○品川区印鑑条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年3月25日 条例第12号</p> <p>(登録資格)</p> <p>第3条 品川区内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)により記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p>(2) 成年被後見人</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をしてはならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名<u>もしくは住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称(以下「通称」という。)</u>または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。</p> <p>(2) 職業、資格等他の事項をあわせて表しているもの。</p> <p>(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの。</p> <p>(4) 印形の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるものまたは一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの。</p> <p>(5) 印影が不鮮明なものまたは文字の判読が困難なもの。</p> <p>(6) その他登録を受けようとする印鑑として適正でないと区長が認めたもの。</p> <p>2 区長は、前項第1号の規定にかかわらず、法第30条の45に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)が住民票の備考欄に記録されている氏</p>

新	旧
<p>名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 登録番号</li> <li>(2) 登録年月日</li> <li>(3) 氏名（住民票に<u>旧氏が記録されている者にあつては氏名および当該旧氏</u>、通称が記録されている外国人住民にあつては氏名および<u>当該</u>通称）</li> <li>(4) 前条第2項に規定する印鑑を登録する場合は、氏名の片仮名表記</li> <li>(5) 出生年月日</li> <li>(6) 住所</li> <li>(7) 印影</li> </ol> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 印鑑登録廃止の申請をしたとき。</li> <li>(2) 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。</li> <li>(3) 品川区外に転出したとき。</li> <li>(4) 死亡したとき。</li> <li>(5) 氏<u>もしくは</u>名（外国人住民にあつては、通称または氏名の片仮名表記を含む。）<u>または住民票に記録されている旧氏</u>を変更したため登録されている印鑑が第7条第1項第1号に該当することになったとき。</li> <li>(6) 外国人住民でなくなったとき。</li> <li>(7) 個人番号カードによる印鑑登録証に係る当該個人番号カードが失効したとき。</li> </ol>	<p>名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 登録番号</li> <li>(2) 登録年月日</li> <li>(3) 氏名（住民票に通称が記録されている外国人住民にあつては、<u>氏名</u>および通称）</li> <li>(4) 前条第2項に規定する印鑑を登録する場合は、氏名の片仮名表記</li> <li>(5) 出生年月日</li> <li>(6) 住所</li> <li>(7) 印影</li> </ol> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 印鑑登録廃止の申請をしたとき。</li> <li>(2) 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。</li> <li>(3) 品川区外に転出したとき。</li> <li>(4) 死亡したとき。</li> <li>(5) 氏<u>または</u>名（外国人住民にあつては、通称または氏名の片仮名表記を含む。）を変更したため登録されている印鑑が第7条第1項第1号に該当することになったとき。</li> <li>(6) 外国人住民でなくなったとき。</li> <li>(7) 個人番号カードによる印鑑登録証に係る当該個人番号カードが失効したとき。</li> </ol>

新	旧
<p>(8) 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和元年11月5日から施行する。</u></p>	<p>(8) 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。</p>